公　示　送　達　書

第　８　－　４　２　号
令和８年１１月２０日

下記の書類は、　滋賀労働局総務部労働保険徴収室　に保管していますので、来局の上受領してください。

滋賀労働局

労働保険特別会計歳入徴収官　印

送達を受けるべき者	1	法人名又は事業主氏名	オートファミリー株式会社
		本社所在地又は事業主住所	大津市粟津町２－６４エルミナ石山ビル６０１
	2	法人名又は事業主氏名	株式会社ＡＪＩコーポレーション
		本社所在地又は事業主住所	大津市打出浜１５－２
	3	法人名又は事業主氏名	合同会社ナチュラル
		本社所在地又は事業主住所	大津市月輪３－８－８
	4	法人名又は事業主氏名	エステティックジュビラン蕾西崎　直美
		本社所在地又は事業主住所	大津市栄町２０－１１久保ビル　２Ｆ
	5	法人名又は事業主氏名	渡部商会渡部　クリスティナ
		本社所在地又は事業主住所	大津市大将軍２－５－１－１０５
	6	法人名又は事業主氏名	ＨＲＳ株式会社
		本社所在地又は事業主住所	栗東市綣３－１５－１９サンロイヤル栗東２０２
	7	法人名又は事業主氏名	株式会社ＬＡＳ研
		本社所在地又は事業主住所	栗東市伊勢落７００
送達する書類の名称		・労働保険料等の認定決定について ・労働保険関係の消滅について	

（注意）
国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公　示　送　達　書

第　８　－　４　２　号
令和８年１１月２０日

下記の書類は、　滋賀労働局総務部労働保険徴収室　に保管していますので、来局の上受領してください。

滋賀労働局

労働保険特別会計歳入徴収官　印

送達を受けるべき者	1	法人名又は事業主氏名	株式会社　ニーズデザイン 逸京ダイニング守山庵
		本社所在地又は事業主住所	守山市播磨田町６４
	2	法人名又は事業主氏名	クーズコンセルボ南草津店吉川　清子
		本社所在地又は事業主住所	草津市野路１－１５－５フェリエ南草津１－１０６
	3	法人名又は事業主氏名	有限会社コスモ二十四
		本社所在地又は事業主住所	大津市湖青２－５－２
	4	法人名又は事業主氏名	Ｔｗｉｎ運転代行黒澤　照男
		本社所在地又は事業主住所	大津市衣川１－２６－２５プラザダイエー堅田２０１
	5	法人名又は事業主氏名	ラーメン天人磯部　佳那哉
		本社所在地又は事業主住所	野洲市冨波甲　１４４０－１冨波グリーンマンション１０３
	6	法人名又は事業主氏名	株式会社ＧＡＩＡ
		本社所在地又は事業主住所	草津市大路１－１１－１４フロント草津４Ｆ
	7	法人名又は事業主氏名	Ａ－ＷＯＲＫＳ株式会社
		本社所在地又は事業主住所	愛知郡愛荘町愛知川５９－６
送達する書類の名称			・労働保険料等の認定決定について ・労働保険関係の消滅について

（注意）
国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公　示　送　達　書

第　８　－　４　２　号
令和８年１１月２０日

下記の書類は、　滋賀労働局総務部労働保険徴収室　に保管していますので、来局の上受領してください。

滋賀労働局

労働保険特別会計歳入徴収官　印

送達を受けるべき者	1	法人名又は事業主氏名	池田産業池田　修二
		本社所在地又は事業主住所	彦根市平田町７４８
	2	法人名又は事業主氏名	セブンイレブン彦根日電硝子前澤田　和実
		本社所在地又は事業主住所	彦根市下稲葉町４９４－１
	3	法人名又は事業主氏名	有限会社ワイユー企画
		本社所在地又は事業主住所	長浜市元浜町７－１７
	4	法人名又は事業主氏名	合同会社ワイユーフードシステム
		本社所在地又は事業主住所	長浜市元浜町７－１７
	5	法人名又は事業主氏名	株式会社アステック
		本社所在地又は事業主住所	長浜市東上坂町２７６
	6	法人名又は事業主氏名	株式会社三共
		本社所在地又は事業主住所	彦根市和田町４１－１１
	7	法人名又は事業主氏名	株式会社Ｈｏｎｅｓｔ
		本社所在地又は事業主住所	長浜市高月町東高田１３３－２
送達する書類の名称		・労働保険料等の認定決定について ・労働保険関係の消滅について	

（注意）
国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公　示　送　達　書

第　８　－　４　２　号
令和８年１１月２０日

下記の書類は、　滋賀労働局総務部労働保険徴収室　に保管していますので、来局の上受領してください。

滋賀労働局

労働保険特別会計歳入徴収官　印

送達を受けるべき者	1	法人名又は事業主氏名	株式会社アステック
		本社所在地又は事業主住所	長浜市東上坂町２７６
	2	法人名又は事業主氏名	カナフレックスコーポレーション株式会社
		本社所在地又は事業主住所	東近江市大森町豊道１８０３
	3	法人名又は事業主氏名	聖セキュリティ牧　聖尚
		本社所在地又は事業主住所	近江八幡市安土町東老蘇１１６９－１安土アパート２０２号
	4	法人名又は事業主氏名	ウカイ鵜飼　要
		本社所在地又は事業主住所	甲賀市水口町本綾野５６６－１アルプラザ水口１Ｆ
	5	法人名又は事業主氏名	株式会社トラスティジャパン
		本社所在地又は事業主住所	甲賀市信楽町牧１６５４－１
	6	法人名又は事業主氏名	ニカシオ工業ニカシオ ダ　シルバ　アンドレイ
		本社所在地又は事業主住所	甲賀市甲南町深川２４－１２５
	7	法人名又は事業主氏名	高砂電気通信株式会社
		本社所在地又は事業主住所	大津市下阪本１－２１－４
送達する書類の名称			・労働保険料等の認定決定について ・労働保険関係の消滅について

（注意）
国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公　示　送　達　書

第　８　－　４　２　号
令和８年１１月２０日

下記の書類は、　滋賀労働局総務部労働保険徴収室　に保管していますので、来局の上受領してください。

滋賀労働局

労働保険特別会計歳入徴収官　印

送達を受けるべき者	1	法人名又は事業主氏名	瀧口工業瀧口　魁斗
		本社所在地又は事業主住所	東近江市ひばり丘町２－３－２０４号
	2	法人名又は事業主氏名	株式会社松井工務店
		本社所在地又は事業主住所	草津市山寺町２３３－１０
	3	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
	4	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
	5	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
	6	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
	7	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
送達する書類の名称		・労働保険料等の認定決定について ・労働保険関係の消滅について	

（注意）
国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公　示　送　達　書

第　８　－　４　２　号
令和８年１１月２０日

下記の書類は、　滋賀労働局総務部労働保険徴収室　に保管していますので、来局の上受領してください。

滋賀労働局

労働保険特別会計歳入徴収官　　印

送達を受けるべき者	1	法人名又は事業主氏名	ラーメン桃李路伊東　繁伸
		本社所在地又は事業主住所	**大津市鳥居川町８－５**
	2	法人名又は事業主氏名	合同会社あずまや
		本社所在地又は事業主住所	**大津市膳所２－８－２**
	3	法人名又は事業主氏名	株式会社高心
		本社所在地又は事業主住所	**草津市東草津３－２２－２－４１０ヴィラナリー草津２**
	4	法人名又は事業主氏名	株式会社オクムラエンジニア
		本社所在地又は事業主住所	**彦根市高宮町２４１６－５**
	5	法人名又は事業主氏名	ハート合同会社
		本社所在地又は事業主住所	**彦根市平田町５３０－２０２号**
	6	法人名又は事業主氏名	ＮＰＯ法人東おうみフィールドステーション
		本社所在地又は事業主住所	**東近江市八日市上之町９－４８８**
	7	法人名又は事業主氏名	株式会社シン工業
		本社所在地又は事業主住所	**大津市真野大野１－２０－１７**
送達する書類の名称		・労働保険料等の認定決定について ・領収済通知書	

（注意）
国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

公　示　送　達　書

第　８　－　４　２　号
令和８年１１月２０日

下記の書類は、　滋賀労働局総務部労働保険徴収室　に保管していますので、来局の上受領してください。

滋賀労働局

労働保険特別会計歳入徴収官　印

送達を受けるべき者	1	法人名又は事業主氏名	公電社田中　公明
		本社所在地又は事業主住所	草津市上笠１－１６－３８－１
	2	法人名又は事業主氏名	株式会社河路興業
		本社所在地又は事業主住所	湖南市石部東２－５－４－１０７
	3	法人名又は事業主氏名	合同会社ＴＡＫＡＫＥＮ
		本社所在地又は事業主住所	栗東市安養寺８－７－４
	4	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
	5	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
	6	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
	7	法人名又は事業主氏名	
		本社所在地又は事業主住所	
送達する書類の名称		・労働保険料等の認定決定について ・領収済通知書	

（注意）
国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。